

第 I 期実務実習の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応について (第 4 報)

本学では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応策として3月5日から3月19日迄薬局実務実習の中断、そして3月23日より実習再開し現在に至っております。その後、日本国内各地で感染経路が特定できない感染例が増加してきている状況です。本感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症と見なされ「学校において予防すべき感染症」となりました。状況は、日々刻々と変化しますので最新の情報は、ホームページにて更新します。常に注意し迅速かつ適切な対応をお願いします。

A. 実務実習生へ

- ① 手洗い(石鹸・アルコール消毒液等による)、うがい、マスクの着用等の徹底、咳エチケットを徹底して下さい。
- ② 常に自身の体調を管理し、風邪の症状や毎朝の検温が37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を継続して服用しなければならない場合も含む)や強い倦怠感や息苦しさ(呼吸困難・呼吸数が20回/分以上、唇の色が紫色になる等)、食事や水分が摂れにくくなる場合は迷うことなく実習を欠席して下さい。最近、感染初期の段階で嗅覚異常・味覚異常の症状に関する報道が散見されています、このような症状に気が付いたら下記まで連絡して下さい。
- ③ 実習期間は、実習に専念して下さい。特にアルバイト等3密(密集・密閉・密接)が想定される環境を自身で作らず実習施設内で感染させた場合、補償問題に発展する可能性がありますので回避して下さい。
- ④ 不必要な外出や多くの人が集まるイベント等への参加をしないで下さい。
- ⑤ 大学は、実習生の皆様の個人毎の状況に鑑み、実習施設と連携の上、実習内容に不利が発生しないように配慮します。

B. 薬局施設ご担当の先生方へ

- ① 実習生の発熱・咳・倦怠感等体調不良の申し出があった場合は、迷わず実習を欠席させて下さい。また、実習再開の条件等改めて個別にご相談させていただきます。
- ② 実習内容については、対物業務を中心にご指導頂きますようご配慮をお願いします。
- ③ オフピーク通勤や実習時間については臨機応変な対応をお願いします。
- ④ 判断に迷う場合や、ご相談が有る場合は、遠慮なく下記連絡先までお願いします。

連絡先: 東京薬科大学 実務実習室
042-676-5113
jitumu@toyaku.ac.jp